

菊生下第 59 号
令和 7 年 8 月 8 日

菊川市下水道事業審議会会長 様

菊川市長 長谷川 寛



諮問書

菊川市下水道事業審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「適正な下水道使用料の在り方について」

2. 諮問の趣旨

菊川市の公共下水道事業は、平成 17 年 3 月から供用を開始し、また、平成 30 年 4 月より、地方公営企業法を適用しています。

近年、処理施設の更新需要の増大や、光熱費等の高騰による污水处理費の増加、人口減少や節水思考に伴う収入減少の見込み等、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。下水道使用料については、約 20 年前の供用開始当初に定めた使用料体系・単価を継続していますが、本来、使用料収入で賄うべき污水处理費を賄えておらず、不足額を一般会計からの繰入金で補填している状況です。

そこで、令和 5 年度に改定した「菊川市下水道事業経営戦略」においては、財政検討の結果から、経費回収率を改善し、中長期的な資金確保を目標として段階的に下水道使用料を改定する計画としました。

下水道施設の維持管理には多額の費用を必要とし、今後とも下水道の機能を維持し、健全な事業運営を継続するためには、持続可能な下水道事業経営が求められます。

つきましては、将来にわたり本市の下水道事業を健全に経営するために、適正な下水道使用料の在り方について審議いただきたく、諮問いたします。